

三重県 G 7 交通大臣会合推進本部設置要綱（案）

（設置）

第 1 条 2023 年に本県において開催される主要国首脳会議（サミット）の交通大臣会合（以下「G 7 交通大臣会合」という。）の円滑な実施を図るため、三重県 G 7 交通大臣会合推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

（所掌事項）

第 2 条 推進本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）G 7 交通大臣会合の円滑な実施を図るための総合調整に関すること。
- （2）その他 G 7 交通大臣会合の推進に必要な事項に関すること。

（構成）

第 3 条 推進本部は、本部長、本部長代理、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、知事をもって充てる。
- 3 本部長代理は、副知事及び危機管理統括監をもって充てる。
- 4 副本部長は、雇用経済部長をもって充てる。
- 5 本部員は、別表 1 に掲げる者をもって充てる。
- 6 本部長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

（本部長、本部長代理及び副本部長）

第 4 条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 本部長代理は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、別表 2 に定める順序によりその職務を代理する。
- 3 副本部長は、会議の運営を所管し、本部員とともに第 2 条に規定する所掌事項について取り組む。

（会議）

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

（幹事会）

第 6 条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成する。
- 3 幹事長は、雇用経済部次長兼太平洋・島サミット推進総括監をもって充てる。
- 4 幹事は、別表 3 に掲げる職にある者をもって充てる。
- 5 幹事会は、次の事項について必要の都度開催するものとする。

- (1) 推進本部に提案する事項
 - (2) 各部局等の所掌事項について相互に調整する事項
- 6 幹事会の会議は、幹事長が招集する。
 - 7 幹事長に事故あるとき、又は幹事長が欠けたときは、幹事長があらかじめ指名する幹事はその職務を代理する。
 - 8 幹事長は、必要があると認められるときは、構成員以外の者に出席を求めることができる。

(委員会)

第7条 本部員は、G7交通大臣会合の推進体制を確立するため、委員会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進本部の庶務は、三重県雇用経済部国際戦略課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が会議に諮って定め、また、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が幹事会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表 1（第 3 条関係）

最高デジタル責任者
 防災対策部長
 戦略企画部長
 総務部長
 医療保健部長
 医療保健部理事
 子ども・福祉部長
 環境生活部長
 環境生活部廃棄物対策局長
 地域連携部長
 地域連携部スポーツ推進局長
 地域連携部南部地域活性化局長
 農林水産部長
 雇用経済部観光局長
 県土整備部長
 県土整備部理事
 デジタル社会推進局長
 会計管理者兼出納局長
 企業庁長
 病院事業庁長
 教育長
 警察本部長
 東京事務所長

別表 2（第 4 条関係）

1	副知事	廣田 恵子
2	副知事	服部 浩
3	危機管理統括監	日沖 正人

別表3（第6条関係）

防災対策部防災対策総務課長
戦略企画部戦略企画総務課長
総務部総務課長
医療保健部医療保健総務課長
子ども・福祉部子ども・福祉総務課長
環境生活部環境生活総務課長
地域連携部地域連携総務課長
地域連携部交通政策課長
農林水産部農林水産総務課長
雇用経済部雇用経済総務課長
雇用経済部観光局観光政策課長
県土整備部県土整備総務課長
副最高デジタル責任者兼副局長兼デジタル戦略企画課長
出納局副局長兼出納総務課長
企業庁企業総務課長
病院事業庁県立病院課長
教育委員会事務局教育総務課長
警察本部警備第二課長
雇用経済部太平洋・島サミット推進監